

掛川市空き家除却事業費補助金

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅で「空き家」となっている物件を解体する場合に補助金を交付します。



対象者

不動産を営む者以外の者のうち次のいずれかに該当する者

- ① 空き家を所有している者
- ② 空き家の所有者の相続人
- ③ 成年後見人等の届出により、当該空き家を除却する権利を有する者
- ④ ①～③以外で、当該空き家を除却する権利を有する者

対象となる空き家

次に掲げるすべての条件を満たすもの

- ① 昭和56年5月31日以前に建築又は建築途中であったもの
- ② 木造の戸建て住宅、長屋又は事業用家屋面積が延べ床面積の2分の1未満の併用住宅
- ③ 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの
- ④ 当該空き家又は同一敷地内の建物が他の制度に基づく補助金等の交付を受けていないもの
- ⑤ 所有権以外の権利が設定されていない又は設定されている権利にかかる権利者全てに空き家除却事業の同意が得られたもの

対象となる事業

対象空き家の除却事業

※空き家が存する敷地内を原則更地にすること

助成内容

対象空き家の除却に要する費用相当額で限度額は 50万円

実施期間

令和6年4月1日～（予算がなくなり次第終了）

除却後の申請はできません。
ご相談、申請は除却工事の契約前に必ずお願いします。